

前 橋 市
循環型社会形成推進地域計画
(第 二 期)

平成28年12月

《目次》

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	13
(3)	処理施設等の整備	16
(4)	施設整備に関する計画支援事業	17
(5)	その他の施策	18
4	計画のフォローアップと事後評価	20
(1)	計画のフォローアップ	20
(2)	事後評価及び計画の見直し	20
<添付書類>		
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	資料-1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	資料-4
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	資料-5
参考資料様式 2	熱回収施設系	資料-6
参考資料様式 5	浄化槽系	資料-7
参考資料様式 6	計画支援概要	資料-8
添付資料 1	対象地域図	資料-9
添付資料 2	人口、ごみ総排出量、総資源化量、し尿・汚泥量等の推移	資料-10
添付資料 3	家庭系ごみの分別区分（現状）	資料-13
添付資料 4	現況施設と予定施設	資料-14
添付資料 5	合併処理浄化槽整備区域図	資料-15

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名	前橋市
面積*	311.59 km ²
人口*	338,705 人

※平成 28 年 9 月末現在。なお、人口に外国人登録人口は含まれている。

(2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、計画目標年度を平成 34 年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

前橋市（以下、「本市」という。）は、平成 16 年 12 月に、大胡町、宮城村、粕川村と合併し、平成 21 年 4 月からは、県内初の中核都市として発展している。また、平成 21 年 5 月には、富士見村と合併し、人口約 34 万人の都市となった。

本市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約 100km の地点にある。市域の北部は、上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっており、中央部から南部にかけては、海拔 100m 前後の関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で南流する利根川の両岸に市街地が開けている。

本市の交通網は、西部を関越自動車道、南部を東西に北関東自動車道が通っており、中心部は国道 17 号と 50 号、北部は国道 353 号が通っているなど、交通網が発達している。

本市の農業は、早くから土地基盤整備や近代化施設整備に取り組むなど農業振興を積極的に行ってきたことに加え、長い日照時間や豊かな水資源、標高差や寒暖差などに恵まれた農業環境を活かし、多種多様な農畜産物の生産に取り組んでいることから、全国でも有数の農業産出額を誇る農業市となっている。

本市の工業は、世界的金融危機や東日本大震災の影響により、企業活動を縮小する事業者が増加し、雇用情勢にも変化が現れていることから、産業活力は低下している。今後は、中小企業が経営の合理化を積極的に進め、新たな事業分野への進出や新技術の開発支援を行い、優良企業を誘致し、新しい産業を創出するための環境整備に取り組むことで、産業活性化を図っていく。

本市のごみ排出量は、過去 5 年間、約 10.8 万～12.2 万 t で推移している。

なお、家庭ごみの一人 1 日あたりの排出量で見ると、平成 21～23 年度で減少傾向にあったが、平成 24 年度に増加に転じ、その後平成 25～27 年度で再度減少傾向にある。また、事業系ごみ量は、平成 21～24 年度で減少傾向にあったが、平成 25 年度に微増し、

その後平成 26～27 年度で再度減少傾向にある。

従って、全体のごみ量としては減少傾向にあるので、今後もより一層のごみ減量を推進していくことで、更なる減量化に努めていく。

家庭ごみについては、分別の徹底や、紙・衣類等、廃食用油などの拠点回収を充実させることなどにより、資源化を促進する。また、事業系ごみに対しては、紙の資源化を促進するための「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」や、事業系食品ごみの減量の取り組みを紹介して消費者の意識啓発を図るための「食べきり協力店登録制度」などにより、減量化を促進する。

可燃ごみの処理は、六供清掃工場、亀泉清掃工場、大胡クリーンセンターにて行っており、六供清掃工場では平成 28～31 年度で延命化工事を行っていくとともに、今後もより一層のごみの減量化や焼却残渣の資源化を検討していく。また、亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターについては、六供清掃工場の延命化工事完了までに今後の稼動について検討を進めていく。

最終処分場については、排出抑制、分別収集の徹底及び焼却灰の資源化などによる埋立量の減量化・減容化に努め、現有施設の延命化を図っていくとともに、次期最終処分場の検討を進めていく。

また、生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続が困難な世帯を対象として、合併処理浄化槽の設置を促進していく。

(4) 広域化の検討状況

県では、平成 11 年 3 月に、「群馬県ごみ処理施設適正化計画」を策定し、県内を 9 ブロック圏域に区分して、ダイオキシン類対策や各種リサイクルの推進など、ごみ処理の広域化の方向性を示した。

その後、「第 1 次群馬県廃棄物処理計画」（平成 14 年 3 月）を策定し、循環型社会形成推進方策を示し、市町村の一般廃棄物処理基本計画等と連携していくことなどを示した、「第 2 次群馬県廃棄物処理計画」（平成 18 年 3 月）を策定した。

平成 17 年度には、国により「循環型社会形成推進交付金」制度が創設され、その後、社会情勢の変化を踏まえ、県では、今後の広域化の方向性を示す、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）」（平成 20 年 1 月）を策定し、その中で本市は、旧富士見村と併せて、「前橋ブロック」として位置づけられた。なお、本市は、平成 21 年 5 月に、旧富士見村と合併した。

従って、国の広域化方針や「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）」で推奨する広域的なごみ処理体制の構築は図られており、次期焼却施設の整備に際しては、災害・事故時に備えた広域連携の強化に努めていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

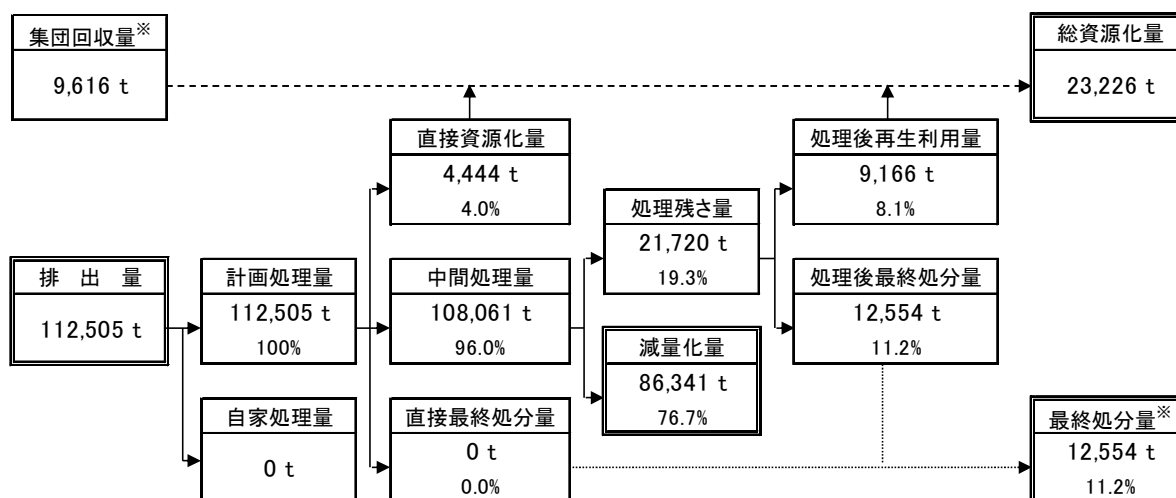
平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、122,121 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 23,226 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は、19.0%である。

中間処理による減量化量は 86,341 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 76.7% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 11.2% に当たる 12,554 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は 95,468 トンである。

また、六供清掃工場では、工場内で発生する高温水を利用して、六供温水プール施設内の熱交換器により、プール・シャワー・暖房等に利用しており、併せて売電も実施している。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 27 年度）



※集団回収には、拠点回収分は含まない。

※最終処分量には、浚渫土及び水処理汚泥は含まない。

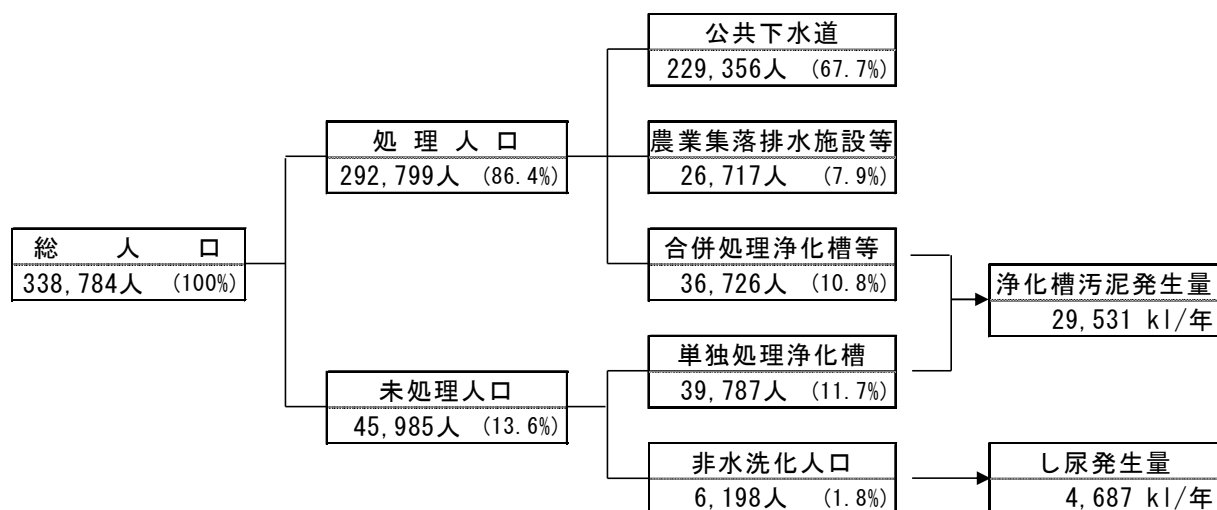
(2) 生活排水の処理の現状

平成 27 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 338,784 人であり、水洗化人口は、292,799 人、汚水衛生処理率 86.4%である。

し尿発生量は、4,687 k1/年、浄化槽汚泥発生量は、29,531 k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、34,218 k1/年である。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 27 年度）



(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合*1) (平成27年度)		目標(割合*1) (平成34年度)	
排出量	事業系 総排出量	28,757	トン	27,384	トン -4.8%
	1事業所当たりの排出量*2	1.72	トン/事業所	1.64	トン/事業所 -4.8%
	家庭系 総排出量	83,748	トン	80,278	トン -4.1%
	1人当たりの排出量*3	213.2	kg/人	213.3	kg/人 0.0%
	合 計 事業系家庭系排出量合計	112,505	トン	107,662	トン -4.3%
再生利用量	直接資源化量	4,444	トン (4.0%)	4,157	トン (3.9%)
	総資源化量	23,226	トン (19.0%)	22,328	トン (19.1%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	15,227	MWh	14,568	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	86,341	トン (76.7%)	82,073	トン (76.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	12,554	トン (11.2%)	12,498	トン (11.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収量の和に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業者数)
事業所数 = H34 = H27 = H26 とした。(16,684事業所)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)
〔単位：トン〕

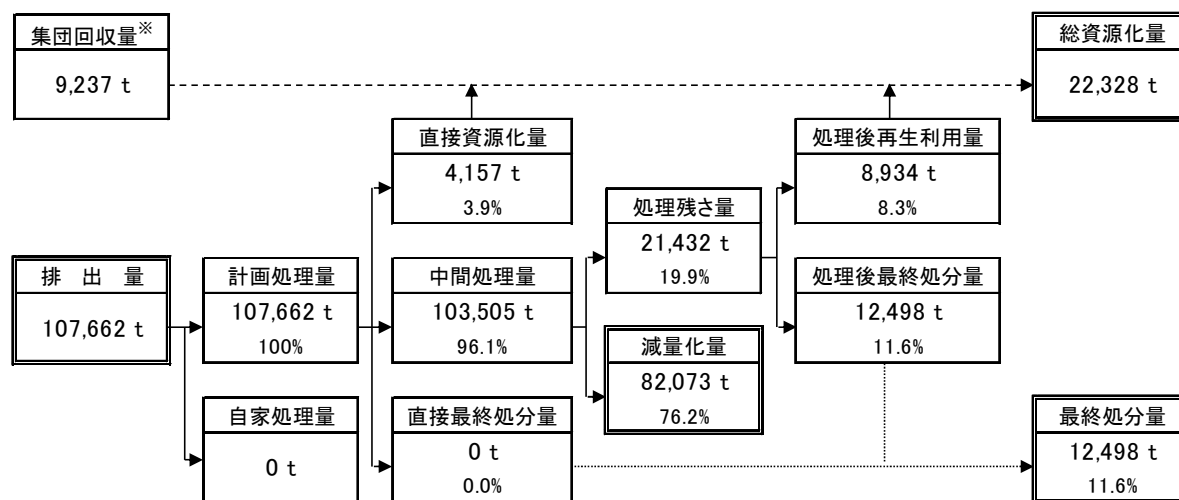
再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最 終 処 分 量：埋立処分された量〔単位：トン〕

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成34年度)



※集団回収には、拠点回収分は含まない。

※最終処分量には、浚渫土及び水処理汚泥は含まない。

(4) 生活排水処理の目標

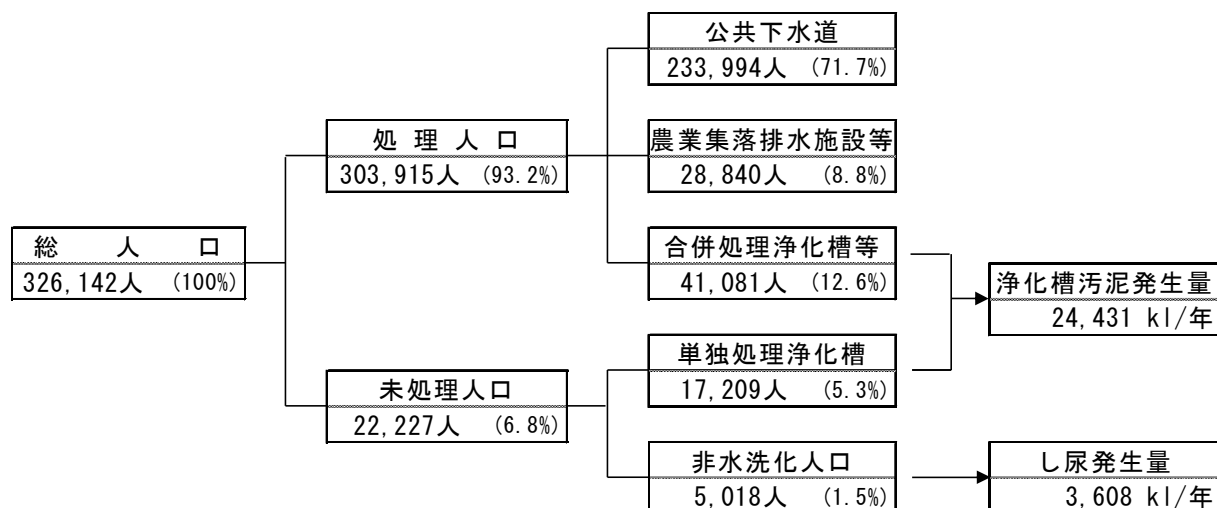
生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

目標年のフロー図は、図 4 に示すとおりである。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 27 年度実績	平成 34 年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	229,356 人 (67.7%)	233,994 人 (71.7%)
	農業集落排水施設等人口	26,717 人 (7.9%)	28,840 人 (8.8%)
	合併処理浄化槽等人口	36,726 人 (10.8%)	41,081 人 (12.6%)
	未処理人口	45,985 人 (13.6%)	22,227 人 (6.8%)
	合計	338,784 人	326,142 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	4,687 キロリットル	3,608 キロリットル
	浄化槽汚泥量	29,531 キロリットル	24,431 キロリットル
	合計	34,218 キロリットル	28,039 キロリットル

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成 34 年度）



3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有価物集団回収の積極的な支援

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、市民意識の向上に資するため、自治会や子供会等の住民団体が自主的に取り組む有価物集団回収を奨励し、実施団体の拡大を図る。

また、説明会の開催時期や増加促進奨励金の交付内容を見直すとともに、啓発活動の強化を行いながら、実施団体の取扱品目（衣類等及び使用済小型家電）の拡大や回収量の増量を目指していく。（平成 27 年度実績：回収量 9,616 トン）

イ 資源回収の充実

紙・衣類等は、公共施設や商業施設へ「リサイクル庫」を設置し、拠点回収を実施（平成 27 年度回収量：1,451 トン）している。

この「リサイクル庫」は、平成 26 年度までに公共施設 29 か所、商業施設 1 か所、計 30 か所に設置した。（平成 17 年度から順次設置し、平成 23 年度から衣類等を追加）

さらに、紙は平成 24 年 10 月から、衣類等は平成 26 年 4 月から全市域でステーション方式による収集を開始した。（平成 27 年度回収量：2,846 トン）

使用済小型家電は、部品等に使用されているレアメタル（希少金属等）の有効利用のため、平成 25 年 10 月から市役所、市民サービスセンターなどの公共施設 18 か所と、家電量販店 2 か所の計 20 か所へ「使用済小型家電回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始した。

さらに、平成 27 年度には、公共施設 1 か所と商業施設 2 か所に増設し、設置場所は 23 か所となった。（平成 27 年度回収量：76 トン）

廃食用油は、燃料等として有効利用するため、平成 26 年 9 月から公共施設 17 か所へ「廃食用油回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始した。（平成 27 年度回収量：8 トン）

在宅医療廃棄物のうち医療用注射針は、安全で適切な処理を図るため、平成 27 年 2 月から医療機関及び薬局を通じた拠点回収を開始した。

＜リサイクル庫の設置場所＞（紙・衣類等）		
1 亀泉清掃工場	2 大胡クリーンセンター	3 西部清掃事務所
4 公園管理事務所	5 大胡支所	6 宮城支所
7 粕川支所	8 富士見支所	9 城南支所
10 南橋公民館	11 桂萱公民館	12 上川淵公民館
13 下川淵公民館	14 芳賀公民館	15 元総社公民館
16 総社公民館	17 永明公民館	18 東公民館
19 前橋市役所	20 水道局	21 総合福祉会館
22 前橋市保健センター	23 南消防署	24 大渡温水プール
25 ヤマト市民体育館前橋	26 児童文化センター	27 東部共同調理場
28 西部共同調理場	29 市立前橋高等学校	30 けやきウォーク前橋

＜回収ボックスの設置場所＞（使用済小型家電）		
1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 南橋公民館	15 清里公民館
16 永明公民館	17 総合福祉会館	18 児童文化センター
19 ベイシア電器前橋モール店	20 ベイシア電器前橋みなみモール店	21 前橋ﾌﾟﾗｻﾞ 元気 21
22 ベイシア前橋ふじみモール店	23 ガーデン前橋	

＜回収ボックスの設置場所＞（廃食用油）		
1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 南橋公民館	15 清里公民館
16 永明公民館	17 総合福祉会館	

ウ 生ごみの堆肥化の推進

生ごみの水切りダイエット等を奨励し、生ごみの発生抑制・減量化を進める。

また、周辺環境に配慮しながら、生ごみ処理容器による堆肥化などが可能なところでは、自己処理によるごみ減量の推進を図るとともに、電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成を継続し、減量・資源化の促進に向けた支援策を講じる。

なお、平成 27 年度から、生ごみ処理容器の助成を廃止している。

項目		助成金額
種類	電動式生ごみ処理機	購入費の 2 分の 1 (限度額 20,000 円) 平成 27 年度 43 基助成
	枝葉粉碎機	購入費の 2 分の 1 (限度額 10,000 円) 平成 27 年度 30 基助成
<u>対象世帯 (1 基/世帯まで)</u> ・ 前橋市に住所があり、現に居住している。 ・ 申請するごみ減量化器具を、居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用している。 ・ 過去 5 年間、本人または同一世帯の方が、ごみ減量化器具購入費に関する助成金を受けていない。		

エ 市によるごみ減量・資源化の率直的な取り組み

市が率先してごみ減量・資源化に取り組み、一般事業所におけるごみ減量・資源化推進のモデルケースとしてそのノウハウを蓄積し活用努める。具体的な取り組みとして、平成 20 年度から「E C Oプロジェクト」を開始し、個人ごみ箱の撤去やマイ箸、マイカップ、マイバック等の推進を行っている。

新聞、雑誌、事務用紙などの分別排出の徹底と、再生紙をはじめとする再生品の利用を図るなどして、ごみ減量・資源化を一層推進する。

また、官公庁によるごみ減量・資源化を一層推進するために、関係機関との連携を図る。

オ 事業者によるごみ減量・資源化の推進

事業者に対し、「広報まえばし」やホームページ等による周知など、さまざまな機会をとらえ、事業系ごみの適正排出指導と、減量化や資源化の取組の呼びかけを、今後行う。

また、ごみ減量・資源化に取り組む活動に関する情報を、事業者間で共有できるような仕組みづくりに努める。

■食品ごみの減量化の促進

事業者から排出される食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」として登録し、さらに、その取組を広く紹介することにより、食べ残しを減らすための市民の意識高揚を図る。（平成 27 年度登録店舗数：26 店舗）

■紙の資源化の促進

事業者が排出する紙の資源化を促進するため、紙を少量排出する事業者を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、市が設置したりサイクル庫に紙を持ち込むことができるようにしている。この登録事業者数の増加を図り、事業者の紙の資源化を促進する。

カ 許可業者への協力依頼

収集運搬業の許可業者に対し、講習会や研修会等を通じて適正排出・リサイクル等の重要性に関する理解を深めていただくとともに、事業者等に対しても適正排出に関する助言を行うなど、許可業者の適正な収集運搬に協力する。

また、近年、事業系ごみの排出量が減少傾向にあるものの、更なる減量化を図るため、許可業者の収集実態を把握し、許可業者から事業者へ分別の徹底を促すなど、許可業者の指導・育成に努める。

キ 市民意識の醸成と啓発

市民が自ら率先してごみの減量・資源化等の活動に取り組むことができるよう、自治会や関係団体等と連携しながら市民意識の醸成を図っていく。

また、ごみの減量・資源化や環境問題全般に関する情報提供、キャンペーン、セミナーの開催等により、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた意識改革・広報・指導を推進する。

■市民参加型の啓発事業の推進

自治会ごとに環境美化推進員を委嘱し、地域における分別・リサイクルのリーダーであるとともに、地域と行政とのパイプ役として位置付け、その活動を通じて市民参加を進めながら、前橋市廃棄物減量等推進審議会や前橋市地域環境活動推進懇談会の開催等により、市民の意見を啓発事業に取り入れる機会を増やしていく。

さらに、自治会、PTA、学校、生涯学習グループ等を対象としたごみの減量・資源化に関する出前講座、説明会、清掃施設見学会等を開催し、積極的に取り組んでいく。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ◇環境美化推進員による市民啓発 | ◇清掃工場等の施設見学 |
| ◇ごみ減量・リサイクル講座（出前講座） | ◇リユース宝市の開催 |
| ◇3Rバスツアー | ◇リユース食器利用費補助 |

■自治会・協力団体と連携した意識啓発の強化

自治会や協力団体と連携し、地域や団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に関する意識啓発を強化する。

そのため、意識啓発に必要な看板や啓発物品等の作成・提供を行うとともに、不用品交換会など地域における「ごみ減量・資源化に関する地域の新規イベント」をバックアップしていく。

- | |
|---|
| ◇チラシや看板等、自治会や協力団体が啓発のために利用する素材をホームページ等で提供 |
| ◇地域の実情に合わせた啓発チラシ・看板等の提供 |
| ◇幼児向け紙芝居の作成・貸し出し |

■学校、他機関との連携の推進

各学校単位で、ごみの減量・資源化をテーマにした講座や清掃工場見学会など、学校教育と連携したプログラムを実施するとともに、生涯学習としてのプログラムも実施する。

- | |
|---|
| ◇中学生を対象とした「目指せごみゼロ！G活講座」 |
| ◇市保健センターで開催する「パパママ教室」の待ち時間を利用して啓発ビデオを上映 |

■3R参加プログラムの推進

「もったいないの心」の浸透により、ごみの減量・資源化を促進する方策として、小・中学生を対象に「ごみ減量・リサイクルポスター」の募集を引き続き実施するとともに、楽しみながら学べる「分別つりゲーム」等の体験型プログラムを更に充実していく。

■ PR・啓発の推進

ごみの減量・資源化を一層推進するため、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、積極的に意識啓発を行う。

具体的には、ごみの分別区分や排出量などの基礎情報に加え、資源として回収した物がどのようにリサイクルされるのか、また、発生抑制や資源の分別がなぜ必要なのか、そのメリットなども盛り込み、市民に伝えていく。

また、平成 25 年度から実施してきた「G活チャレンジ！100～もう多いなんて言わせない！ステキにごみダイエット」に続き、平成 28 年度から「第 2 次 G 活チャレンジ！ステキにごみダイエット」により、同様の取組を行う。

ク 中間処理における減量・資源化の実施

容器包装リサイクル法に示されている品目などの分別排出を図り、法に則した適切な処理を実施する。

ガラスびん・空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙・衣類を中心に資源ごみを分別収集し、選別保管、圧縮減容処理や問屋へ売却することで、資源化を図る。

ケ 資源化施設の整備に向けた検討

ごみ減量・資源化を一層推進するためには、市民及び事業者自らの積極的な取り組みが重要であるが、これらの活動の活性化を図るため、ごみ減量・資源化に関する情報提供、市民の意識啓発及びごみ減量・資源化活動の拠点となる資源化設備の整備に向けた検討を行う。

コ 生活排水に対する発生・排出管理の徹底

公共水域の水質汚濁防止の観点から、排水の合併処理を促進していくとともに、浄化槽設置者が適正な管理を行うよう指導に努める。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、有害ごみ（蛍光管、体温計・乾電池）、資源ごみ（プラスチック製容器包装、びん、缶、ペットボトル、紙、衣類等、使用済小型家電、廃食用油、在宅医療廃棄物）の 6 種類 15 分別としている。

現在、可燃ごみや荻窪清掃工場から発生する可燃物は、六供清掃工場、亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンター（以下「現有 3 清掃工場」という。）で焼却処理している。

また、不燃ごみ及び粗大ごみ（処理委託分を除く）は、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションで破碎処理を行い、アルミ、スチール、可燃物及び不燃物に選別し、選別したアルミ、スチールは資源化を図っている。ガラスびんは、びん選別処理施設、空き缶は、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで選別処理を行っている。ペットボトルは、ペットボトル選別処理施設で、プラスチック製容器包装は、荻窪清掃工場で選別・圧縮減容処理を行っている。使用済みの乾電池や蛍光管、スプレー缶などの危険ごみ、有害ごみは、民間処理業者に処理を委託している。

現在稼動している現有 3 清掃工場は、いずれの施設も老朽化が進んでいる状態であり、平成 25 年 3 月に策定した「前橋市清掃施設整備方針（最終取りまとめ）」の中で、今後の施設整備方針として「既存施設の有効活用を図る延命化工事」による方法を選定し、現在、六供清掃工場の延命化工事を行っており、亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターの延命化工事は、六供清掃工場の延命化工事までに検討する。

最終処分に関しては、現在、ごみ焼却施設の焼却灰及び荻窪清掃工場等の破碎不燃物は、前橋市最終処分場及び富士見最終処分場で埋立処分を行っている。最終処分に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、周辺環境保全・公害防止に努める。なお、排出抑制と分別収集の徹底を図るとともに、焼却灰の資源化を一層推進するなど、埋立量の減量化・減容化に努め、現有施設の延命化を図ると同時に、次期最終処分場の建設について構想を進める。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、本市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託するか、もしくは直接清掃工場へ搬入し、10kg につき 180 円にて処理を行っている。

今後、前橋市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）に基づき、事業系ごみの減量に努め、事業系一般廃棄物減量等計画書等を参考に、事業系ごみの発生抑制を実施する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物については、本市では現在、処理していないため、今後も引き続き処理を行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設で処理を行い、脱水汚泥は民間委託し、堆肥化している。

今後、汚泥焼却炉及び熔融炉を廃炉し、炭化施設を建設して脱水汚泥の炭化処理を行い、燃料として利用する予定である。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇可燃ごみの処理は、現有 3 清掃工場で適正処理に努める。
- ◇延命化工事を実施している六供清掃工場については、長寿命化計画（施設保全計画）を策定し、長期間にわたる適正処理と熱回収を図る。
- ◇亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターの延命化工事は、六供清掃工場の延命化工事までに検討する。
- ◇不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、今後も適正管理を推進する。
- ◇最終処分に関しては、今後も適正処分、適正管理を推進する。
- ◇一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物は、今後も引き続き処理を行わない。
- ◇し尿・浄化槽汚泥等の脱水後、炭化施設で脱水汚泥の炭化処理を行い、燃料として利用をすることで、汚泥の減容化及び資源化を進める。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分	現状 (平成27年度)		今後 (平成34年度)		処理実績 (トン)		
	処理方法	処理施設等		処理方法		処理施設等	
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却	六供清掃工場 電泉清掃工場 大胡クリーンセンター	焼却灰・飛灰 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	95,468	焼却 六供清掃工場 電泉清掃工場 大胡クリーンセンター	焼却灰・飛灰 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	91,288
不燃ごみ				3,340			3,276
粗大ごみ	破砕選別	荻窪清掃工場 富士見クリーンステーション	可燃残渣 六供清掃工場 電泉清掃工場 大胡クリーンセンター	2,324	破砕選別	荻窪清掃工場 富士見クリーンステーション	2,384
有害ごみ				220			200
危険ごみ				235			213
空き缶				803			932
プラスチック				1,501			1,720
ガラスびん				2,384			3,027
ペットボトル				856			807
紙				13,334			12,827
衣類等				637			557
使用済小型家電				76			73
廃食用油				8			8
在宅医療廃棄物				2			1
その他のごみ	焼却	清掃工場	最終処分場	—	焼却	清掃工場	—
資源物	リサイクル	びん選別処理施設 ペットボトル選別回収 有価物集団回収 拠点回収 ステーション回収	資源物 民間業者		リサイクル	びん選別処理施設 ペットボトル選別回収 有価物集団回収 拠点回収 ステーション回収	

注) 1. 平成34年度の「有害ごみ」、「危険ごみ」の内訳は、平成27年度の総ごみ排出量に対する按分割合にて算出した。
 2. 「その他のごみ」は、集計を行っていない。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前述(2)の表3に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	六供清掃工場の先進的設備導入事業	405t/日	六供町	H29～H31 (H28～H31)
2	最終処分場	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業	219,000 m ³	未定	(H37～H40)

(整備理由)

事業番号1 施設の老朽化、処理能力の確保

事業番号2 既存最終処分場の残余容量の逼迫

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数 (平成27年度) (基)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	227 (うち転換設置62)	385	1,410	H29～H33
	浄化槽市町村整備 推進事業	—	—	—	—
	その他地方単独事業	13 (うち転換設置3)	—	—	—
	合計	240 (うち転換設置65)	385	1,410	—

※合併浄化槽設置のうち、H27までは新規設置、転換設置に関して交付対象事業であったが、H28から転換設置のみ交付対象事業となっている。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業に係る測量・地質調査	・測量・地質調査	H32
32	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業に係る基本設計	・基本設計	H33 (H33～H34)

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

本市では、現在、焼却灰の一部は民間委託し、熔融スラグ化やセメント化による資源化を行っており、それ以外は埋立処分している。

今後、焼却灰の熔融スラグ化やセメント化を推進していくことで、更なる埋立量の減量化・減容化に努め、最終処分場の延命化を図る。

イ 不法投棄対策

不法投棄の防止のため、監視やパトロールの強化、県や警察との連携を図り、不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを実施していく。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市は、「前橋市地域防災計画」（平成 28 年 4 月施行）を策定し、災害時のごみ処理について、「ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理」としてごみの収集・処理及びごみ処理施設の確保に関する事項を、「し尿の処理」として仮設トイレの設置及び管理やし尿の収集・処理に関する事項を定めた。災害廃棄物の処理については、がれき等の量を推計した上で、収集及び処理に関する計画を作成する。

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においては、災害対策の強化として、「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である」と記されており、本市においても同様の方針で整備を検討する。

なお、焼却炉の事故等による施設の稼働停止や自然災害による処理量増加により、ごみ処理施設の処理能力が限界を超えるなどの緊急時においては、高崎市と相互のごみ処理施設の支援体制を確保するために「一般廃棄物の相互処理に関する協定」を平成 13 年 3 月に締結している。

また、甚大な災害の発生により、本市だけでは対応できない状況においては、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、群馬県及び関係機関と連携を図り、災害廃棄物の処理体制を構築する。

エ 適正処理困難物等の処理

適正処理困難物、感染性一般廃棄物、排出禁止物など、市民及び事業者にとって適正な処理が困難と考えられるものについては、市は市民及び事業者への協力依頼や PR 等により適正な処理の確保を図る。

オ 関係機関との連携

行政内の体制を整備し、関係機関との連携を図り、効率的な事務運営に努める。また、国・県及び他市町村との連携を図る。

カ 組織体制の見直し

効率的な収集車両基地の配置、ごみ減量・資源化施策の推進、廃棄物処理施設の整備など、ごみ処理事業の合理的な運営が行えるよう組織体制の見直しを図る。

キ ごみ集積場所の適正な設置及び管理

ごみ集積場所は、今後とも自治会等が利用者と協議の上設置することを原則とするが、その際、地元での協議が円滑に進むよう、ごみ集積場所の適正な設置を推進する。

なお、適正なごみ集積場所の確保が困難な地区においては、自治会等と協議しながらその方策について検討する。

また、市民によるごみ集積場所の適正な管理を徹底し、快適な住環境の確保をするため、環境美化推進員や地域活動団体、地区自治会などを中心としたPR・啓発に努める。

なお、適正管理を図るため、環境美化推進員を通じて地域活動団体、地区自治会などとの連携強化を図り、地区自治会によるごみ集積場所の適正管理を促したり、環境美化推進員を通じた実態把握や、他都市事例の調査研究を行うなどして、これらの情報提供を行う。

ク 情報管理の効率化・円滑な情報提供の推進

ごみの発生、収集運搬、処分、資源化に関する各所管から集められた情報について、一括した管理を行い、共通の情報を各所管が共有できるよう、庁内の連携強化に努める。

また、ごみ減量・資源化に関する情報提供、各所管からの個別情報提供、広報紙を通じたPRなど、市民及び事業者に対してごみ処理事業への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した迅速に情報提供を行う体制を維持管理する。

ケ 審議会等の設置と運営

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行う。

また、地域活動団体との連携を図るため、市民による分別・リサイクル推進組織としての環境美化推進員制度を活用する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 書 類

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 28 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	前橋市	(2) 地域内人口	338,705 人	(3) 地域面積	311.59km ²
(4) 構成市長名	前橋市	(5) 地域の要件	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指 標	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標(割合*1) (平成34年度)			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
排出量	事業系 総排出量(トン)	36,891	35,529	35,564	35,221	28,757	27,384	トン	-4.8%
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.19	2.17	2.15	2.11	1.72	1.64	トン/事業所	-4.8%
	家庭系 排出量(トン)	86,965	86,665	84,802	85,157	83,748	80,278	トン	-4.1%
	1人当たりの排出量(kg/人)	227.3	225.0	216.9	216.4	213.2	213.3	kg/人	0.0%
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	123,856	122,194	120,366	120,378	112,505	107,662	トン	-4.3%
再生利用量	直接資源化量 (トン)	1,789	2,812	4,015	4,776	4,444	4,157	トン	
	排出量に対する割合	1.4%	2.3%	3.3%	4.0%	4.0%	3.9%		
	総資源化量 (トン)	21,057	21,958	23,206	23,817	23,226	22,328		
	排出量に対する割合	15.7%	16.6%	17.8%	18.3%	19.0%	19.1%		
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	15,261	15,302	15,280	14,814	15,227	14,568		
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	97,318	95,275	92,584	92,001	86,341	82,073		
	排出量に対する割合	78.6%	78.0%	76.9%	76.4%	76.7%	76.2%		
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	15,681	15,417	14,857	14,489	12,554	12,498		
	排出量に対する割合	12.7%	12.6%	12.3%	12.0%	11.2%	11.6%		

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 2)

3 一般廃棄物の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力(単位)		
焼却施設	六供清掃工場	前橋市	連続式ストーカ炉	有	405t/日	H3.10	H31年度	施設の老朽化、処理能力の確保	連続運転式	H31年度	405t/日	基幹的設備改良
	亀泉清掃工場	前橋市	機械化パッチ式ストーカ炉	有	25t/8h	H15.4	—	—	—	—	—	
	大胡クリーンセンター	前橋市	連続式ストーカ炉	有	108t/日	H14.4	—	—	—	—	—	
不燃・粗大・資源物処理施設	資源選別施設 (荻窪清掃工場)	前橋市	併用式5種分別	有	破碎：83t/5h プラ：16t/5h	H4.4	—	—	—	—	—	
	びん選別処理施設	前橋市	3色手選別	無	18t/5h	H8.4	—	—	—	—	—	
	ペットボトル選別処理施設	前橋市	圧縮減容	有	4t/5h	H12.9	—	—	—	—	—	
	粗大ごみ処理施設 (富士見クリーンステーション)	前橋市	資源ごみ：破袋＋選別 粗大ごみ：破碎＋選別	有	18t/5h	H10.4	—	—	—	—	—	
最終処分場	前橋市最終処分場	前橋市	セル&サンドイッチ方式	有	383,000m ³	H16.3	—	—	—	—	—	
	富士見最終処分場	前橋市	サンドイッチ方式	有	59,080m ³	H9.4	—	—	—	—	—	
	(仮称)前橋市新最終処分場	前橋市					新設	残余容量の逼迫	未定	H40年度	219,000m ³	
し尿関係施設	し尿処理施設	前橋市	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理	有	33kl/日	S63.3	—	—	—	—	—	
	し尿浄化槽汚泥処理施設	前橋市	固液分離性汚泥処理方式	有	87kl/日	H1.3	—	—	—	—	—	
	汚泥焼却炉	前橋市	乾燥段付流動床焼却炉	有	30.6t/日	S62.4	H28年度	老朽化、経費削減、資源化の促進	汚泥炭化施設	H28年度	25.8t/日	
	汚泥溶融炉	前橋市	旋回流式直接溶融炉	有	49.2t/日	H18.4						

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料4）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		年度		過去の状況・現状					目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度		
総人口		342,456	340,945	340,009	340,012	338,784	326,142		
公共下水道	汚水衛生処理人口	221,476	223,558	227,104	228,804	229,356	233,994		
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	64.7%	65.6%	66.8%	67.3%	67.7%	71.7%		
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	24,523	25,618	25,775	26,588	26,717	28,840		
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.2%	7.5%	7.6%	7.8%	7.9%	8.8%		
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	30,968	32,328	34,148	35,880	36,726	41,081		
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	9.0%	9.5%	10.0%	10.6%	10.8%	12.6%		
未処理人口	汚水衛生未処理人口	65,489	59,441	52,982	48,740	45,985	22,227		
	汚水衛生未処理率	19.1%	17.4%	15.6%	14.3%	13.6%	6.8%		

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料2）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容（平成27年度）			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	前橋市	6,769基	32,405人	H9.4	385基	1,410人	H34	H29～H33

※合併浄化槽設置のうち、H27までは新規設置、転換設置に関して交付対象事業であったが、H28から転換設置のみ交付対象事業となっている。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 29 年度）

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成29年度）

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考			
				単位	開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		平成 33年度		
○熱回収等に関する事業							12,550,701	4,428,600	3,854,033	4,268,068	0	0	10,815,405	3,595,476	3,416,427	3,803,502	0	0	
六供清掃工場の 先進的設備導入事業	1	前橋市	405 t/日	H29 (H28)	H31		12,550,701	4,428,600	3,854,033	4,268,068			10,815,405	3,595,476	3,416,427	3,803,502			
○浄化槽に関する事業							198,350	39,670	39,670	39,670	39,670	39,670	171,400	34,280	34,280	34,280	34,280	34,280	
浄化槽設置整備	3	前橋市	385 基	H29	H33		198,350	39,670	39,670	39,670	39,670	39,670	171,400	34,280	34,280	34,280	34,280	34,280	
○施設整備（事業番号2）に関する 計画支援に関する事業							40,000	0	0	0	20,000	20,000	40,000	0	0	0	20,000	20,000	
測量調査、地質調査	31	前橋市	-	H32	H32		20,000				20,000		20,000				20,000		
基本設計	32	前橋市	-	H33	H33 (H34)		20,000					20,000	20,000					20,000	
合 計							12,789,051	4,468,270	3,893,703	4,307,738	59,670	59,670	11,026,805	3,629,756	3,450,707	3,837,782	54,280	54,280	

※事業期間が本計画期間（H29～H33）を超過するものについては、（ ）で表している。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	生ごみの発生抑制・減量化の推進	減量促進、助成の継続実施	市	29	33		普及・啓発・推進					
	12	市によるごみ減量・資源化の率優先的な取り組み	ノウハウの蓄積と活用・官公庁によるごみ減量・資源化	市	29	33		実施・拡充					
	13	資源回収の充実	リサイクル庫・回収ボックスの拡充による拠点回収の充実	市	29	33		検討・実施・拡充					
	14	有価物集団回収の積極的な支援	実施団体の拡大、奨励金の交付、取扱品目の拡大	市	29	33		検討・実施・拡充					
	15	事業者によるごみ減量・資源化の推進	飲食店での食品ごみの減量化・オフィスでの紙の資源化促進	市	29	33		検討・実施・拡充					
	16	許可業者への協力依頼と指導	製造・販売事業者への協力依頼、許可業者の指導・育成	市	29	33		実施・拡充・強化					
	17	市民意識の醸成と啓発	学校・環境教育の充実、市民のごみ減量・資源化に対する意識醸成	市	29	33		実施・拡充					
	18	生活排水に対する発生・排出管理の徹底	排水の合併処理の促進、浄化槽の管理の徹底	市	29	33		実施・拡充・強化					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	分別品目の拡大	分別品目の統一及び拡大	市	29	33		検討・実施					
	22	中間処理における減量・資源化の実施	適切な処理の実施	市	29	33		実施・拡充					
	23	資源化施設の整備に向けた検討	情報提供、資源化設備の整備検討	市	29	33		調査・研究・検討					
処理施設の 整備に関する もの	1	六供清掃工場の先進的設備導入事業		市	29 (28)	31	○	先進的設備導入					
	2	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業		市	(37)	(40)	○						
	3	合併浄化槽設備設置		市	29	33	○	合併浄化槽整備					
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業に係る測量・地質調査		市	32	32	○					測量調査 地質調査	
	32	(仮称)前橋市新最終処分場整備事業に係る基本設計		市	33	33 (34)	○						基本設計
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	焼却灰の資源化の推進	市	29	33		実施・拡充					
	42	不法投棄対策	監視やパトロールの強化、県や警察との連携	市	29	33		実施・拡充・強化					
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	群馬県及び関係機関との連携、災害廃棄物の処理体制構築	市	29	33		強化・推進・連携					
	44	適正処理困難物等の処理	市民及び事業者への協力依頼やPR	市	29	33		実施・拡充					
	45	その他	関係機関との連携、組織体制の見直し、ごみ集積場所の適正な設置及び管理、審議会等の設置と運営	市	29	33		実施・拡充					

※事業期間が本計画期間（H29～H33）を超過するものについては、（ ）で表している。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	前橋市
(2) 施設名称	六供清掃工場
(3) 工期	平成 29 年度 ～ 平成 31 年度 (平成 28 年度 ～ 平成 31 年度)
(4) 施設規模	405 t / 日
(5) 形式及び処理方式	連続運転式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 6.9%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収効率 13.5%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみ等の熱源利用、残渣の資源化
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> (無)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	Nm ³ /t
	2. 発生ガス量	Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画		

(12) 事業計画額（千円）	12,550,701 千円 (総事業費：12,592,583 千円)
----------------	---------------------------------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	前橋市
(2) 整備計画の方針	家屋が分散している地域、公共下水道・農業集落排水の計画区域外の地域について、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進する。
(3) 事業の実施目的及び内容	整備計画の方針に基づき、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進する。
(4) 事業期間	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度
(5) 浄化槽整備状況	平成 34 年度整備計画人口／全体整備計画人口 (%) 9.6% 平成 27 年度までの整備人口／全体整備人口 (%) 10.4%
(6) 具体的な整備計画	総事業費 198,350 千円 (整備計画人口 1,410 人分) 選定額 171,400 千円 所要額 85,700 千円

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

人槽区分	交付対象基数	基準額 (千円)	対象経費支出予定額 (千円)	選定額 (千円)
5 人槽	170 基 (510 人分)	通常 50 転換 444	81,350	69,570
6 ～ 7 人槽	195 基 (780 人分)	通常 70 転換 486	106,750	92,690
8 ～ 10 人槽	20 基 (120 人分)	通常 100 転換 576	10,250	9,140
11 ～ 20 人槽	基 (人分)			
21 ～ 30 人槽	基 (人分)			
31 ～ 50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
合 計	385 基 (1,410 人分)	—	198,350	171,400

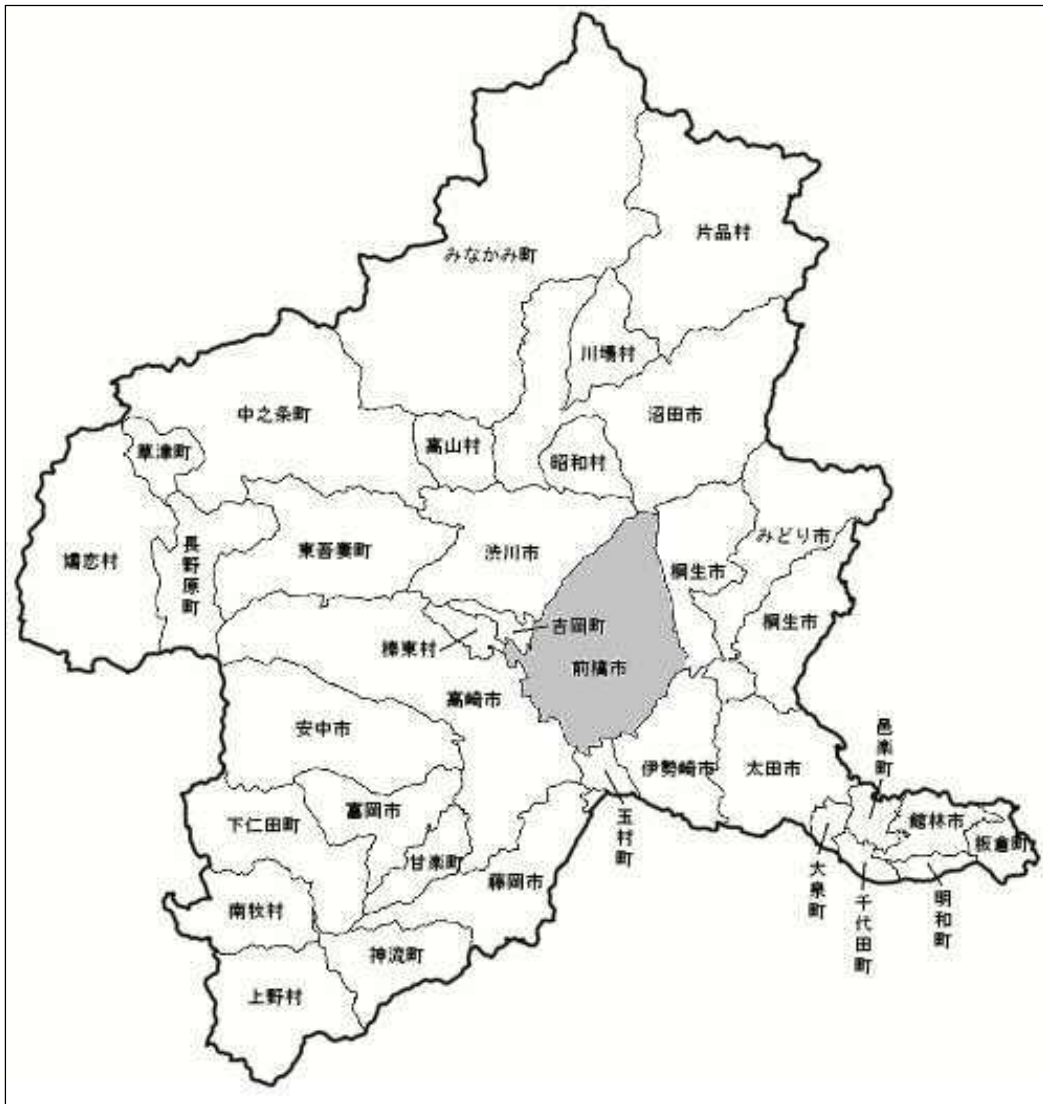
計画支援概要

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	前橋市	
(2) 事業目的	事業番号 2 の最終処分場整備のため	
(3) 事業名称	測量・地質調査事業	基本設計事業
(4) 事業期間	平成 32 年度	平成 33 年度 (平成 33 年度～平成 34 年度)
(5) 事業概要	測量・地質調査	基本設計
(6) 事業計画額(千円)	20,000 千円	20,000 千円 (40,000 千円)

添付資料 1 対象地域図

図 4 対象地域図



添付資料 2 人口、ごみ総排出量、総資源化量、し尿・汚泥量等の推移

図 5 人口の推移

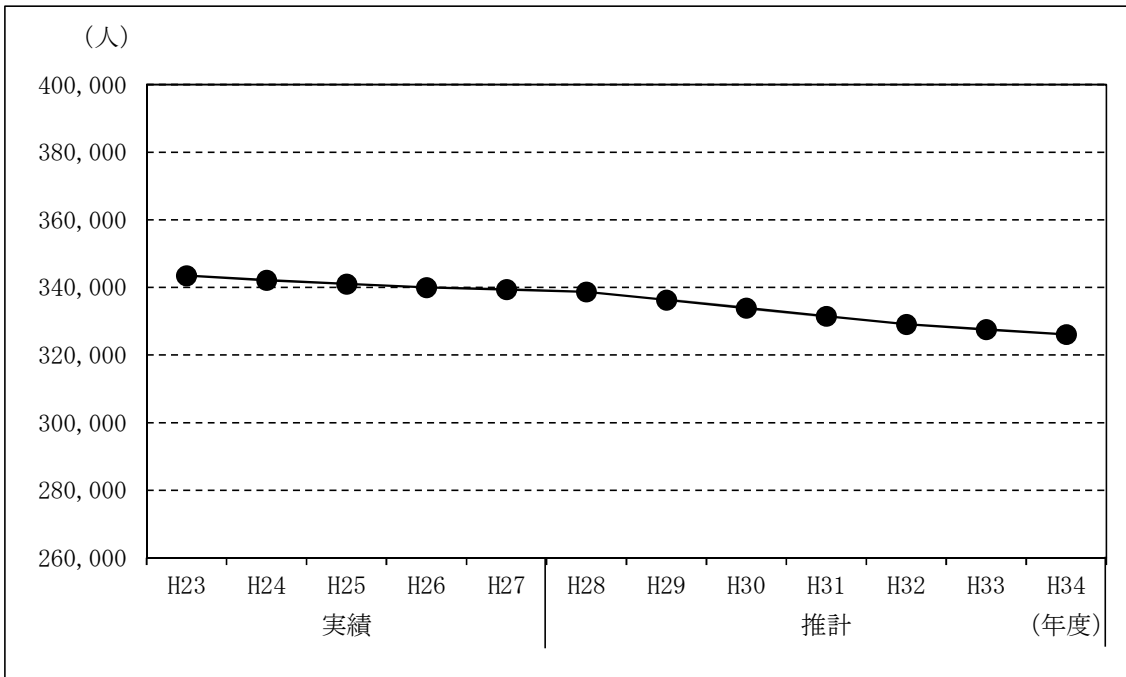


図 6 ごみ総排出量の推移

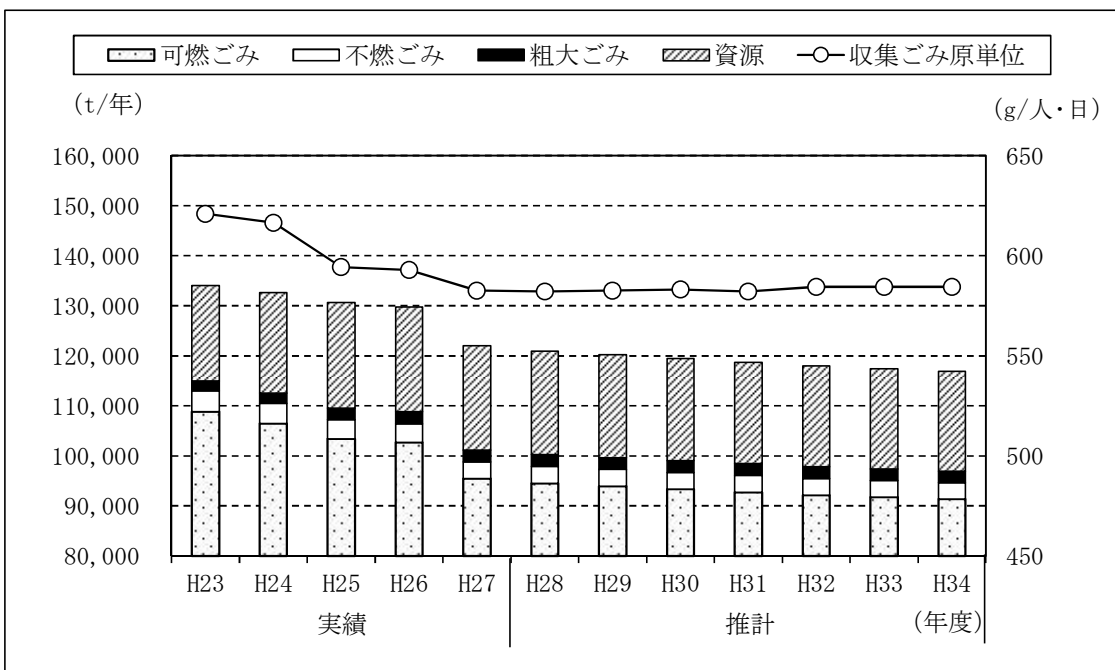


図7 総資源化量及びリサイクル率の推移

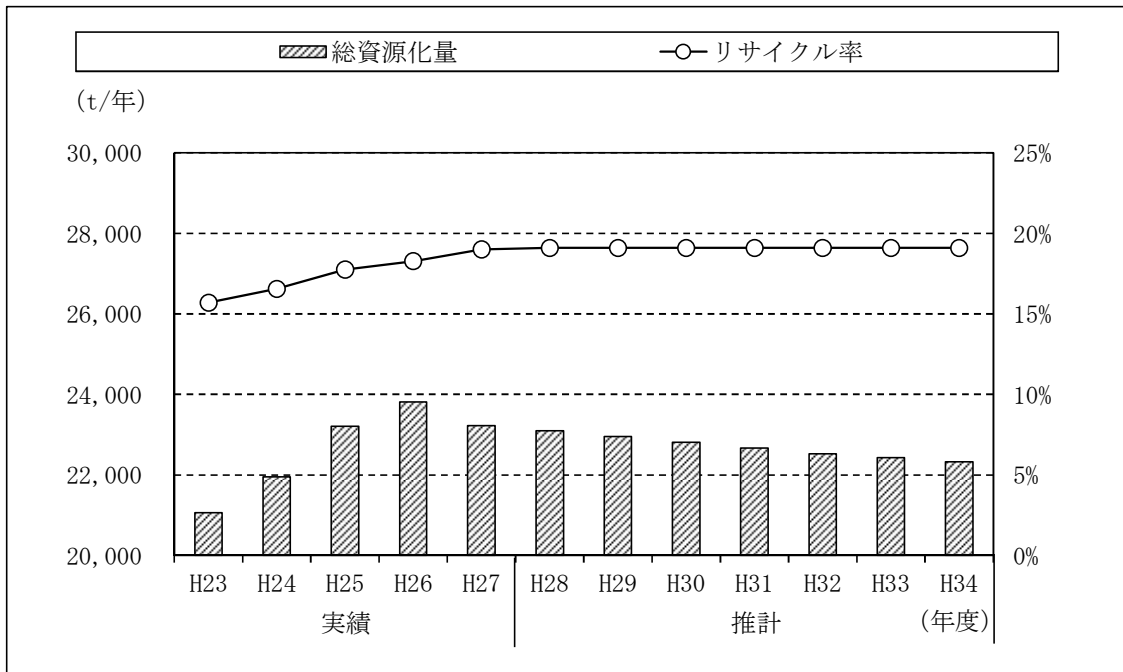


図8 処理形態別人口の推移

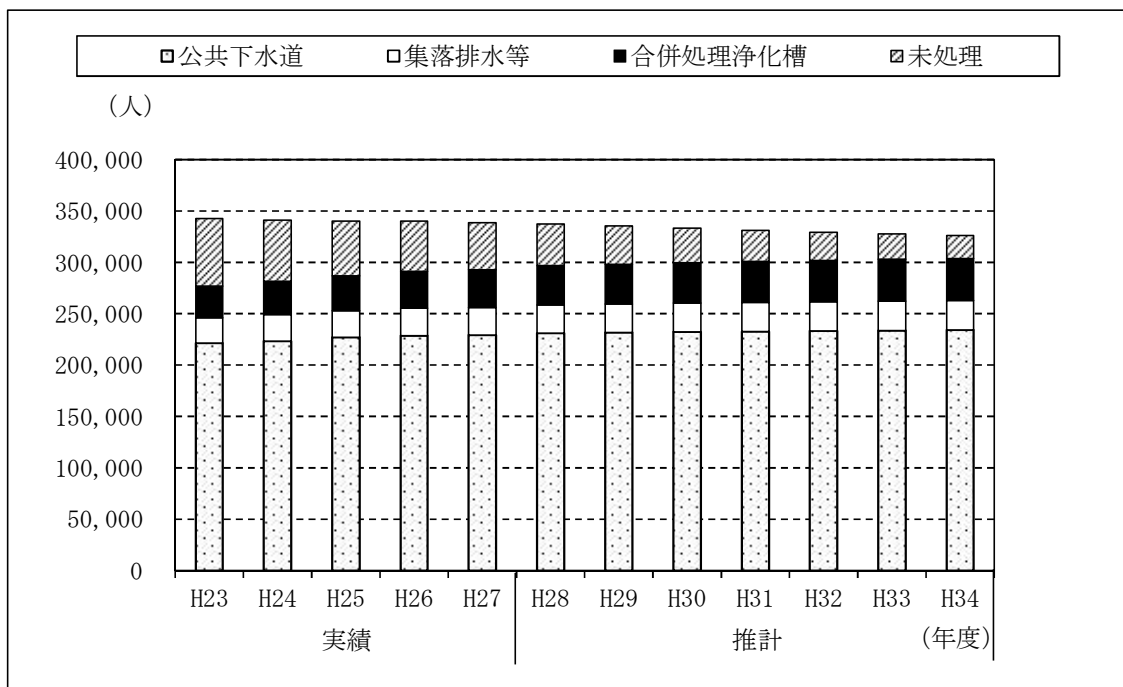
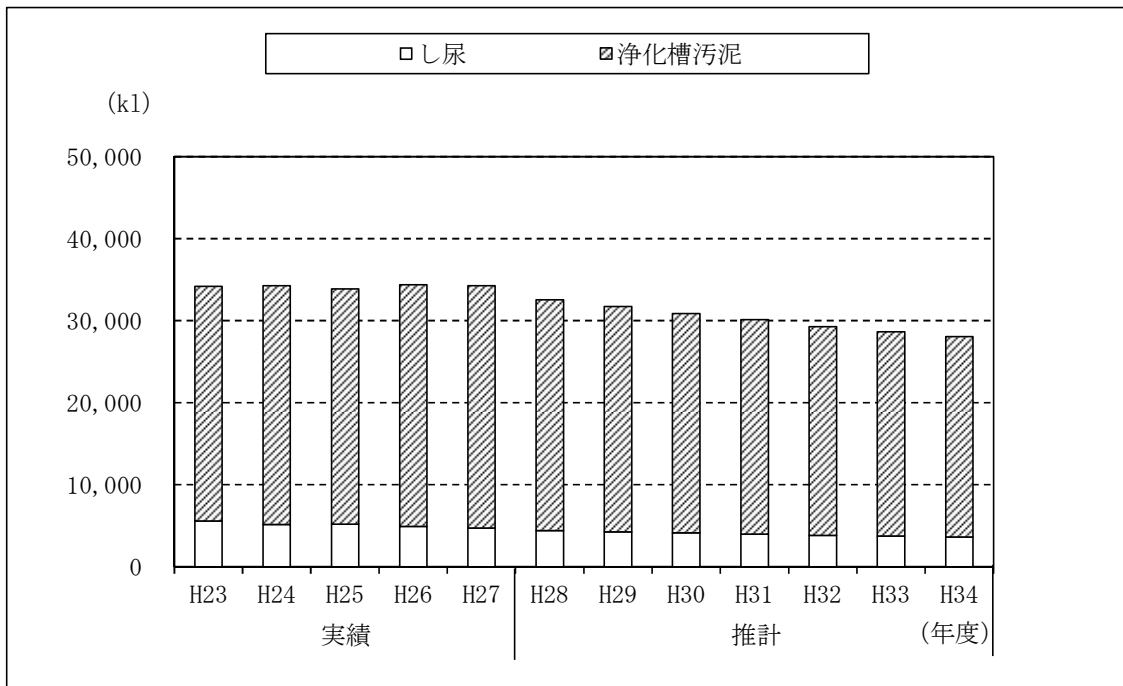


図9 し尿及び浄化槽汚泥量の推移



添付資料 3 家庭系ごみの分別区分（現状）

表 4 家庭系ごみの分別区分

区分	主な品目	出し方	収集頻度	収集方法	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など	指定袋	2回/週	ステーション収集	
不燃ごみ	金属類、割れたり汚れたびん、陶磁器類など	指定袋	1回/月		
粗大ごみ	自転車、家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）など	/	1回/年	自治体回収	
			随時	戸別回収	
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	黄色 コン テナ	1回/2週	ステーション収集	
有害ごみ	使用済み乾電池、水銀式体温計				透明・半透明の袋
	蛍光管				購入時のケースや紙に包む
資源ごみ	プラ容器	指定袋	3回/月	ステーション収集	
	びん	飲料用、食品用、調味料用のびん	無色透明		白色コンテナ
			茶色		茶色コンテナ
			その他の色		青色コンテナ
	缶	飲料用、食品用の缶	指定袋		1回/2週
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油などのボトル	指定袋		
	紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙	品目別に紐で縛る	1回/2週	拠点回収
				随時	有価物集団回収
				随時	有価物集団回収
	衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど	透明・半透明の袋	1回/2週	ステーション収集
				随時	拠点回収
随時				有価物集団回収	
使用済小型家電	パソコン、携帯電話、家庭用ゲーム機など	回収ボックス	随時	拠点回収	
廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど	回収ボックス	随時	拠点回収	
在宅医療廃棄物	医療用注射針	専用容器	随時	拠点回収	

図 10 現況施設と新設予定施設

